

自動車賃貸借仕様書

自動車賃貸借について必要な事項を次のように定める。なお、当該車両の所有者は落札（決定）者とし、使用者を壱岐市とする。

1. 件 名 壱岐市建設課公用車リース
2. 台 数 4 台
3. リース期間 令和 8 年 3 月 1 日から令和 1 3 年 2 月 2 8 日まで（6 0 ヶ月）
4. 主要諸元
 - （1）排気量等 6 6 0 c c クラス・ガソリン車
 - （2）ボディ形式 軽自動車 バン型
 - （3）ドア枚数 4 枚
 - （4）乗車定員 4 名
 - （5）変速機形式 A T または C V T
 - （6）駆動方式 4 W D
 - （7）ボディ色 指定なし
 - （8）年式 最新年式
5. 一般装備
 - （1）メーカー標準装備
 - （2）エアコン
 - （3）パワーウィンドー、パワーステアリング
 - （4）電波式キーレスエントリー
 - （5）パワードアロック（バックドア連動）
 - （6）スライドドア（後席両側）
 - （7）A M / F M ラジオ（スピーカー内蔵）上記装備以上
6. 付属品
 - （1）フロアマット（ラバー）
 - （2）ドアバイザー
 - （3）リヤマッドフラップセット（2 枚セット）上記付属品以上
7. 車両納車 令和 8 年 2 月 2 7 日に納車予定

8. その他 （１）本仕様書に記載されていない事項で機能上当然必要なものは装備することとし、疑義、不明が生じた場合は市の指示に従うこと。
 （２）道路運送車両法等、関係法令に違反しないこと。

9. リース料に含まれる費用及びサービス

（１）費用

- ①車両代金
- ②（軽）自動車税（期間中全額）
- ③自動車取得税
- ④（軽）自動車税（期間中全額）
- ⑤自動車重量税（期間中全額）
- ⑥自動車損害賠償責任保険料（期間中全額）
- ⑦自動車リサイクル法にかかる費用

（２）サービス

- ①定期点検整備（全期間中）
- ②継続検査（全期間中）
- ③一般整備修理費（全期間中）
- ④一般消耗品の交換及び補充
- ⑤エンジンオイル交換及びオイルエレメント交換
- ⑥バッテリー交換
- ⑦タイヤ交換

（３）その他

賃貸借期間満了後は、車両については落札（決定）業者へ返納し、これにかかる費用についても含むものとする。

10. 納入場所 壱岐市建設部建設課が指定する場所（市役所公用車駐車場）で配置部署の検収を受けること。

11. 特記事項 この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であり、履行期間内における当該契約の給付について、各年度間を継続的に、かつ円滑に履行できるようにするための基本契約の締結である。あわせて、各年度内の履行については、壱岐市の各年度の予算の範囲内で履行給付が行われる契約である。

12. 支払方法 毎月末締めとし、翌月に消費税を含めて支払う。（60回払）